

第二部 概況調査

- ・イギリス
- ・ドイツ

．イギリス

イギリスにおける中皮腫による死亡者数は、1968年に153人であったのが、2000年に1,633人、2002年に1,862人と増加している。最近の予測では、中皮腫による年間死亡者数がピークに達するのは、2011年から2015年で、その数はおよそ1,950人から2,450人と見込まれている。

イギリスでは、石綿健康被害の補償は、労災補償制度のもと行われてきた。イギリスの労災補償制度は、社会保障法等に基づく、全被用者を対象とする全額国庫負担の制度であり、労働・年金省（Department for Work and Pensions）のジョブセンター・プラスが給付事務を行っている。補償対象となる職業病を定めている「指定疾病規則」では、じん肺症（石綿肺を含む）、中皮腫、石綿起因の肺がん、びまん性胸膜肥厚の4つの石綿関連疾患を職業病として指定している。

しかしながら、2007年3月13日、労働・年金大臣は、ロンドンで開催された中皮腫サミットにおいて、中皮腫と診断されたすべての人々に対し、より迅速な補償を提供する制度を導入すると発表した¹。現時点では、職業ばく露に起因する石綿関連疾患患者のみに、労災補償による国からの給付を請求する資格が認められているが、新しい制度では、現在の労災補償制度のもとで資格が認められていない、環境ばく露による被害者、家庭ばく露による被害者、自営業者、石綿へのばく露について追跡調査できない人々に対し、財政的な支援を提供するものとされている。

本調査では、これまでのイギリスにおける石綿健康被害の状況や労災補償制度のもとの補償を整理するとともに、2007年に新たに提案された中皮腫患者向けの補償制度についても整理を行う。

¹ 労働・年金省 2007年3月13日付プレスリリース
(<http://www.dwp.gov.uk/mediacentre/pressreleases/2007/mar/hsc023-130307.asp>)

イギリスの概要

石綿関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ・生産なし ・輸入量 1950年代から70年代に年間10万トン以上を輸入 ・消費量 1950年代から70年代に年間10万トン以上を消費
石綿健康被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中皮腫による死亡者数は、1991年に初めて1,000人を突破し、2005年には2,000人超 ・総死亡者数の8割以上を占める男性の中皮腫死亡者は、1993年に1,000人を超え、その後は毎年30人から50人、多い年で200人弱も増加 ・女性の中皮腫死亡者数は、2005年時点で300人弱にのぼり、過去10年間で徐々に増加し、ほぼ倍増 ・部位別では、毎年700人前後が胸膜中皮腫により死亡 ・地域別では一貫してイングランドにおける死亡者数が全体の9割以上 ・中皮腫死亡者数のピークは、2011年から2015年の間で、およそ1,950人から2,450人と予測
非職業ばく露による石綿健康被害補償制度	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年3月、労働・年金大臣が労災補償制度で補償を認められない中皮腫患者への補償制度の導入を発表 ・根拠法 「児童扶養及びその他支払法」案 第4部 現在審議中(2008年2月時点) ・対象 <ul style="list-style-type: none"> - 中皮腫に罹患している者 - 死亡前に中皮腫に罹患していた者の遺族 ・受給要件 規則等において規定されている何らかの支払いを受けていないこと、裁判による損害賠償の獲得など法定外の補償を受けていないこと、規則に定められるイギリスとの繋がり(links)があること等 ・給付額(予定) <ul style="list-style-type: none"> 2008年度及び2009年度: 10,000ポンド(約210万円) 2010年度: 19,500ポンド(約410万円) ・財源 <ul style="list-style-type: none"> - 「1997年社会保障(給付金回収)法」改正による、給付金・民事損害賠償からの返納分(「同様の疾病について、2度の補償を受けない」との考え方に基づく) - 当面の財源の見込みは1,500万ポンド(約31億5,000万円) ・請求見込み <ul style="list-style-type: none"> 2008年度: 1,400件 2015年度までの各年度に600件程度

本章では以下 1ポンド = 210円として換算

イギリスの概要

<p>労災補償制度 (Industrial Injuries Disablement Benefit)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象 1948年7月5日以降に、職場での事故や法律に列挙される指定職業病が原因となって、就業能力を失った人々 ・ 対象となる石綿関連職業病 石綿肺を含むじん肺症、中皮腫、石綿起因の肺がん、びまん性胸膜肥厚 ・ 職業病罹患証明 規則に記載されている職業病に罹患しているとともに、当該職業病に関連する職業が原因となって職業病に罹患したことを証明する必要 ・ 給付内容 障害の程度、年齢（18歳以上か未満か）、遺族（扶養家族）の有無に応じた週当たりの給付（2007年4月時点で18歳以上・障害の程度100%の場合131.70ポンド（27,657円）） 中皮腫の場合、年齢に関係なく障害の程度を100%とする ・ 給付件数実績（2002年） <table border="1" data-bbox="550 898 1351 1039"> <thead> <tr> <th></th> <th>石綿肺</th> <th>中皮腫</th> <th>石綿起因の肺がん</th> <th>びまん性胸膜肥厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求</td> <td>不明</td> <td>1,160</td> <td>400</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>給付</td> <td>570</td> <td>1,002</td> <td>50</td> <td>380</td> </tr> </tbody> </table>		石綿肺	中皮腫	石綿起因の肺がん	びまん性胸膜肥厚	請求	不明	1,160	400	2,000	給付	570	1,002	50	380
	石綿肺	中皮腫	石綿起因の肺がん	びまん性胸膜肥厚												
請求	不明	1,160	400	2,000												
給付	570	1,002	50	380												
<p>じん肺労災補償制度 (石綿関連疾患労災患者への 上乘せ補償制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠法 1979年じん肺等（労災補償）法 ・ 給付対象疾患 労災補償制度の石綿関連疾患と同様 ・ 給付要件 <ul style="list-style-type: none"> - 労災補償制度の給付対象となる者（またはその遺族） - 雇用していた企業の倒産などで補償を得ていない者 患者または遺族が、疾患に関して使用者を相手取って訴訟を提起したことがある、または、補償を受けたことがある場合、対象とはならない ・ 給付内容（2007年4月時点） <ul style="list-style-type: none"> - 障害補償の上限（37歳以下で障害の程度が100%である場合）は67,890ポンド（1,425万6,900円） - 遺族向け死亡補償の上限（37歳以下で死亡時50%以上の障害があった場合）は30,815ポンド（647万1,150円） 給付額は、年齢、死亡しているかどうか、障害の程度などにより変動 ・ 給付実績（2003年3月末時点） 申請者：17,565人、受給者：11,786人 給付申請却下の理由としては、「使用者が営業中」、「労災補償の給付対象外であること」など 															
<p>中皮腫死亡登録制度 石綿肺死亡登録制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡証明書に基づく中皮腫死亡登録制度・石綿死亡登録制度あり (国立統計局等が集計し、制度運営は健康安全局が担当) 															

1. 石綿関連データ

(1) イギリスにおける石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量

イギリスにおける石綿の生産量・輸入量・輸出量・消費量は、下表の通りとなっている。イギリスでは石綿は生産されていなかったが、1920年代においてすでに20,000トンを超える石綿を輸入し、消費していた。この数字は、オランダやドイツなど他の欧州諸国における同時期の輸入量・消費量と比べても非常に大きいといえる。石綿の輸入量のピークは、1960年代から70年代で、輸出量及び消費量もピークを迎えている。1970年代以降、石綿の輸入量は減少の一途をたどっているが、90年代でも1,000トンから10,000トンの石綿が輸入されていた点に特徴が見られる。

イギリスの石綿生産量・輸入量・輸出量・消費量（1920～2003年）

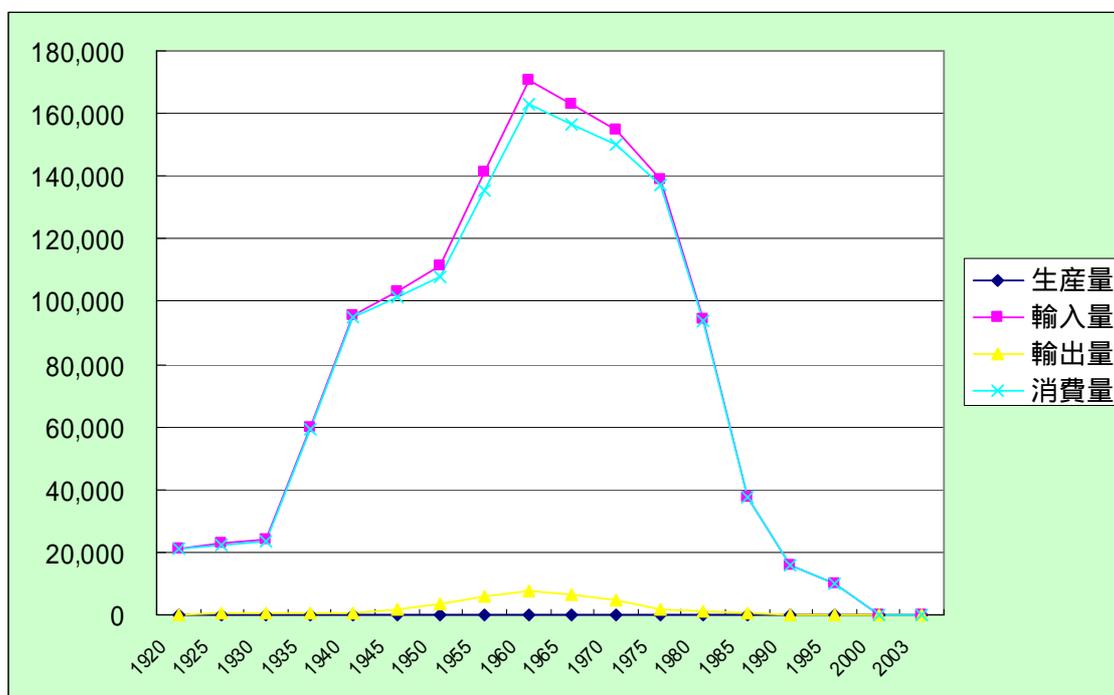
単位：トン

	生産量	輸入量	輸出量	消費量
1920年	-	21,291	92	21,199
1930年	-	23,938	721	23,217
1940年	-	95,392	384	95,008
1950年	-	111,261	3,655	107,606
1960年	-	170,893	7,874	163,019
1970年	-	154,636	4,741	149,895
1975年	-	139,185	1,698	137,487
1980年	-	94,640	1,114	93,526
1985年	-	37,639	308	37,331
1990年	-	16,022	291	15,731
1995年	-	10,157	14	10,143
1996年	-	7,099	967	6,132
1997年	-	4,320	16	4,304
1998年	-	1,861	45	1,815
1999年	-	578	49	529
2000年	-	270	2	268
2001年	-	179	1	178
2002年	-	107	1	106
2003年	-	23	0.5	22

出典) USGS, "Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003"より作成

イギリスの石綿生産量・輸入量・輸出量・消費量（1920～2003年）

（トン）



出典) USGS, "Worldwide Asbestos Supply and Consumption Trends from 1900 through 2003"より作成

2. 石綿健康被害の状況

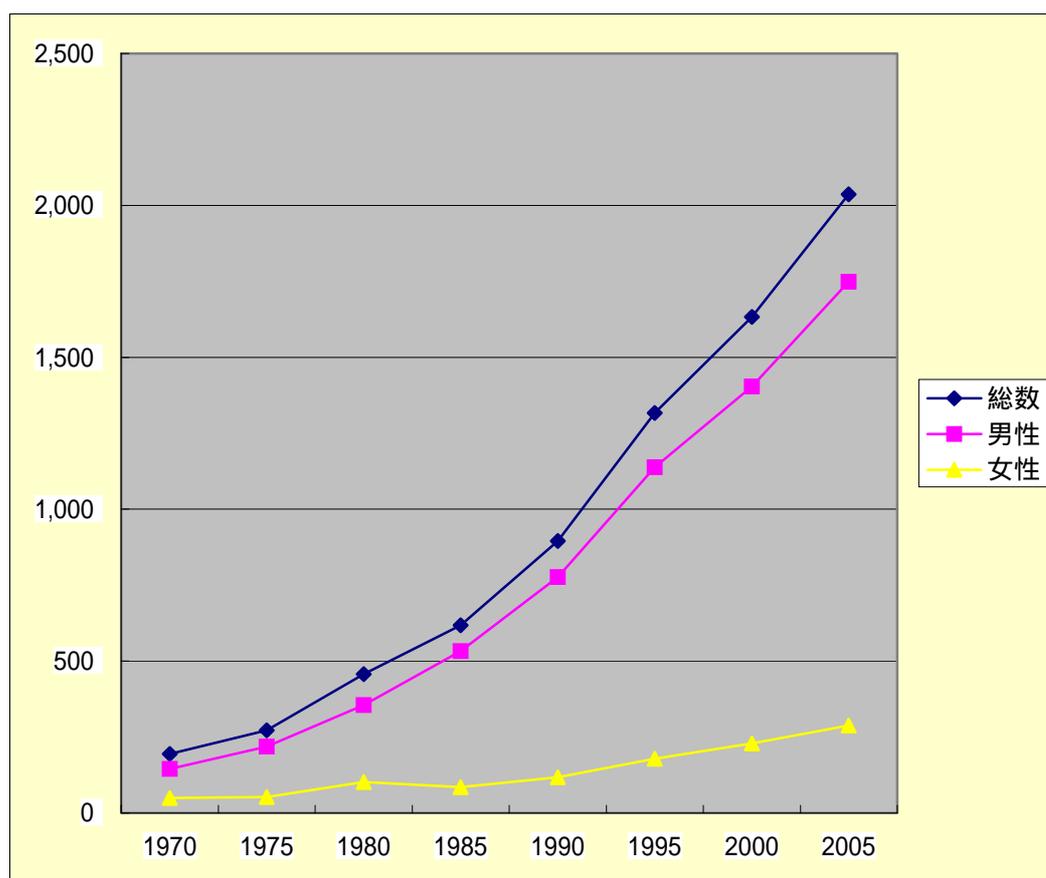
(1) 中皮腫死亡者数

男女別中皮腫死亡者数の推移

下のグラフは、1970年から2005年にかけての、イギリスにおける男女別及び総中皮腫死亡者数の推移を表したものである。中皮腫による総死亡者数は、1991年に初めて1,000人を突破し、2005年にはついに2,000人を超えるに至った。総死亡者数の8割以上を占める男性の中皮腫死亡者は、1993年に1,000人を超え、その後は毎年30人から50人、多い年で200人弱も増加している。一方、女性の中皮腫死亡者数は、2005年時点で300人弱にのぼり、徐々に増加してきている。過去10年間で見ると倍増に近づいている。

男女別中皮腫死亡者数の推移（1970～2005年）

(人)



出典) 健康安全局, “Mesothelioma Mortality in Great Britain 1968 to 2004: Updated Analyses of the British Mesothelioma Register Incorporating Analysis by Geographical Area 1985 to 2004”及び健康安全局 Web サイトより作成

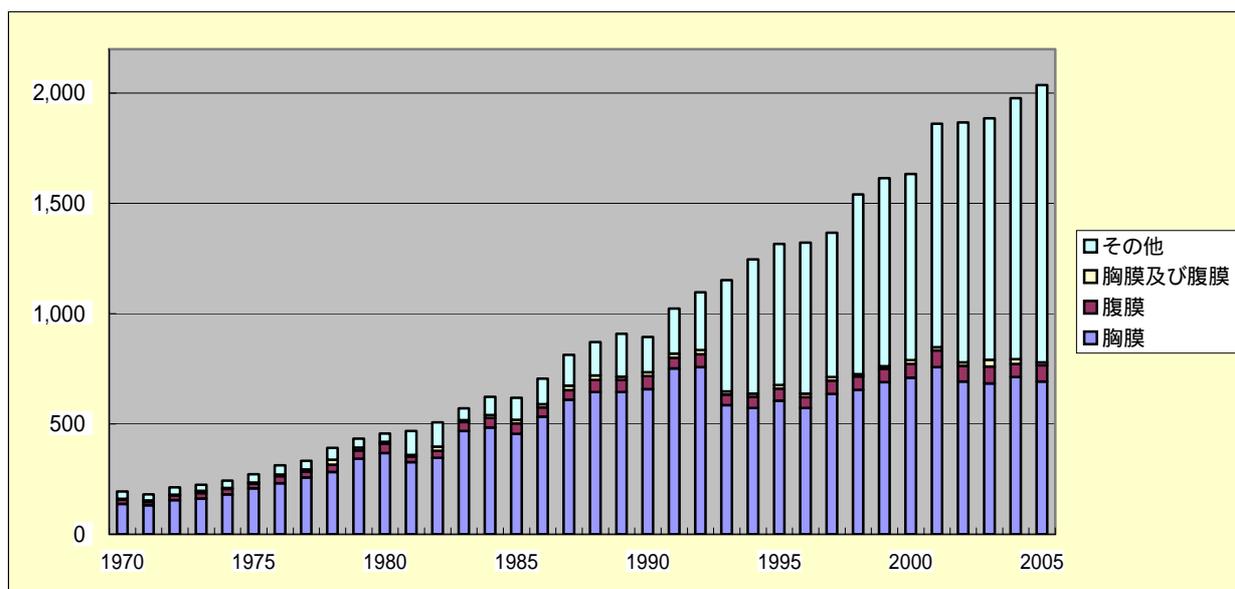
部位別中皮腫死亡者数の推移

胸膜、腹膜、胸膜・腹膜といった中皮腫の部位別の死亡者数の推移は、以下の通りである。近年の数字が示すところでは、毎年 700 人前後が胸膜中皮腫により死亡している。腹膜中皮腫による死亡者数は、ここ数年、毎年 70 人前後で推移している。胸膜と腹膜の中皮腫を併発したケースは、毎年 10 人程度で推移している。

なお、グラフ中、1993 年以降「その他」(部位が特定できないケース)の数が急激に増加しているのが見て取れる。1993 年以前には、死亡証明書の情報が不十分である場合、証明を行った医師に対して国立統計局が調査を行っていた。しかし、1993 年にこの調査が廃止されたため、1993 年以降、中皮腫の部位の正確な分類に資する情報が取りづらい状況になった。しかし、コードを用いて疾病を分類する国際疾病分類「ICD10²」の導入(イングランド・ウェールズは 2001 年、スコットランドは 2000 年)により状況は変わってきている模様である。

部位別中皮腫死亡者数の推移(1970～2005年)

(人)



出典) 健康安全局, “Mesothelioma Mortality in Great Britain 1968 to 2004: Updated Analyses of the British Mesothelioma Register Incorporating Analysis by Geographical Area 1985 to 2004”及び健康安全局 Web サイトより作成

² 国際疾病分類第 10 版 (The 10th revision of the International Classification of Diseases and health-related problems)。なお、この ICD10 の分類では、胸膜中皮腫のコードは「C450」、腹膜中皮腫は「C451」、心膜中皮腫は「C452」、その他の中皮腫は「C459」となっている。

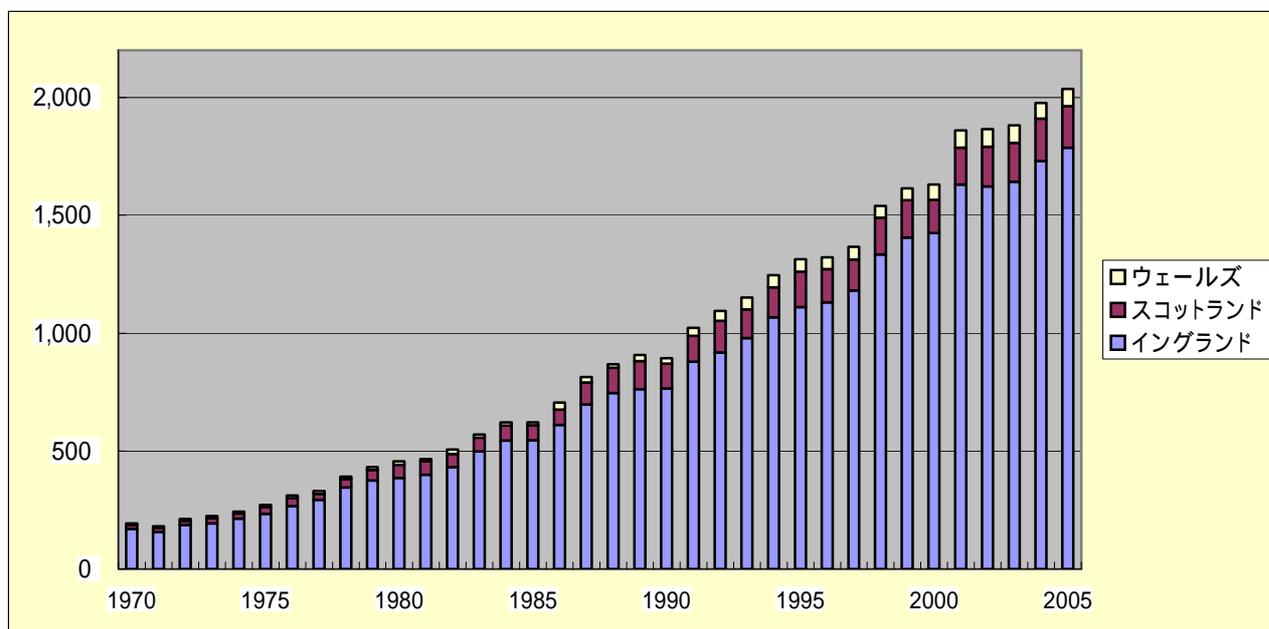
地域別中皮腫死亡者数の推移

イギリスの3つの地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ）別の中皮腫による死亡者数の推移は、以下のグラフの通りとなっている。

1970年から2005年の間、一貫してイングランドにおける死亡者数が全体の9割以上を占めていることがわかる。ただし、1990年代からスコットランドでの死亡者数も増加し始め、近年では毎年200人程度の死亡が確認されている。

地域別中皮腫死亡者数の推移（1970～2005年）

（人）



出典) 健康安全局, “Mesothelioma Mortality in Great Britain 1968 to 2004: Updated Analyses of the British Mesothelioma Register Incorporating Analysis by Geographical Area 1985 to 2004”及び健康安全局 Web サイトより作成

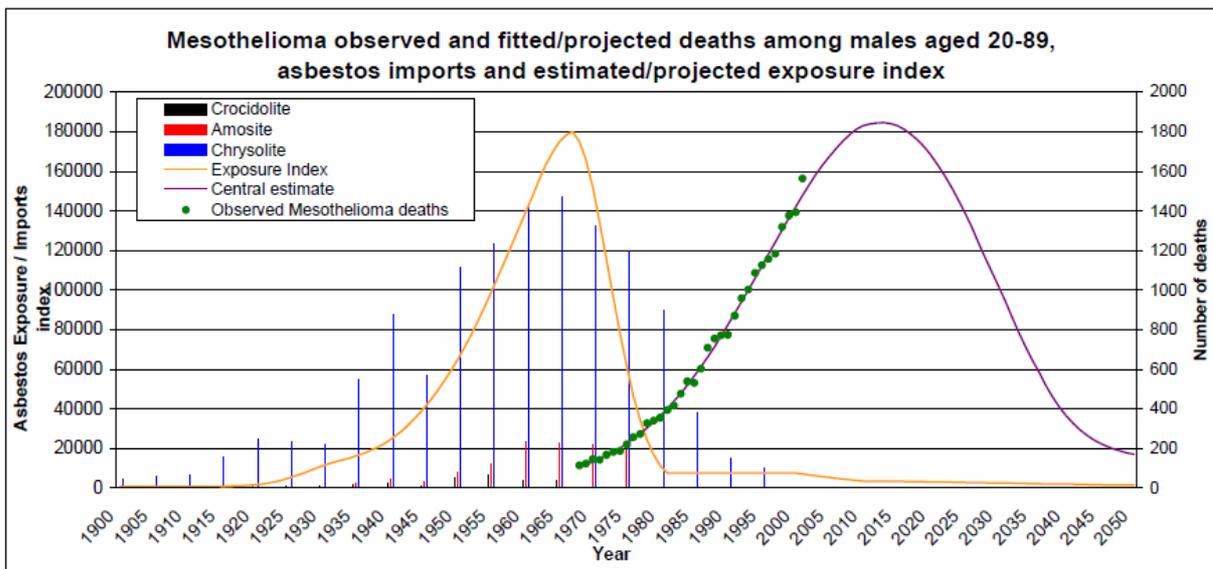
(2) 中皮腫死亡者数のピーク予測³

イギリスにおける中皮腫死亡者数のピークについては、健康安全局 (Health and Safety Executive) ⁴が 2003 年に報告書をまとめている。

その報告書によれば、イギリスにおける中皮腫による死亡者数は、性別を問わず、年々増加し続けるとされている。報告書では、これまでの男性の中皮腫による死亡者数に基づく統計モデルが、今後の中皮腫による死亡者数のピーク予測に用いられた。この予測によれば、イギリスにおける中皮腫による年間死亡者数のピークは、およそ 1,950 人から 2,450 人で、ピーク時期は、2011 年から 2015 年の間とされている。

以下の図は、石綿の輸入量から「ばく露指標」(Exposure Index ; オレンジ色の線)を導き出し、同指標と、ばく露から発症までの潜伏期間及びこれまでの中皮腫死亡者数の実数から、将来の死亡者数を予測したものである(中位予測を示したものが紫色の線)。

中皮腫死亡者数のピーク予測



出典) 健康安全局, “Mesothelioma Mortality in Great Britain: Estimating the Future Burden” (December 2003).

³ 健康安全局 (HSE), “Mesothelioma Mortality in Great Britain: Estimating the Future Burden” (December 2003).

⁴ 健康安全局 (Health and Safety Executive): 職場での安全衛生を促進する政府機関であり、省でもその一部でもなく、担当大臣所管の範囲内で業務を行う、イギリス独特の位置づけにある独立国家機関(健康安全局のウェブサイト: <http://www.hse.gov.uk/index.htm>)。

3. 非職業ばく露による中皮腫患者補償制度案

2007年3月、イギリスで開催された「中皮腫サミット」において、当時のハットン労働・年金大臣は、中皮腫に罹患しているすべての人々に対する迅速な補償制度を提供する考えを明らかにした⁵。

イギリスでは、4. で後述する通り、労災補償制度と「1979年じん肺等(労災補償)法」(Pneumoconiosis etc (Workers' Compensation) Act 1979。以下、「じん肺法」という)に基づく上乘せ一時金給付が行われていたが、いずれも石綿への職業ばく露に基づく中皮腫等の罹患をカバーするものであった。

新たに示された制度案が対象とするのは、家庭ばく露による被害者、環境ばく露による被害者、自営業者、石綿へのばく露がどこであったのか分からない被害者で、中皮腫に罹患した人々であり、これまでの労災補償制度ではカバーされなかった人々である。

この提案は、「児童扶養及びその他支払法」案の第4部に組み込まれ、現在議会にて審議されている最中である(2008年2月時点)。以下において、本提案の概要を整理する。

(1) 支払対象

本制度の支払対象となるのは、以下の人々である。

- ・ 中皮腫に罹患している者
- ・ 死亡前に中皮腫に罹患していた者の遺族

なお、石綿へのばく露に関する要件はないため、ばく露形態は問わず、中皮腫に罹患している者(またはその遺族)が対象となる。

(2) 受給要件

受給要件として法案に記載されているのは、規則等において規定されている何らかの支払いを受けていないこと、裁判による損害賠償の獲得など法定外の補償を受けていないこと、被害者とイギリスとの間に繋がりがあること等である。

また、一時金支払いを求める請求に関して、請求期限が設けられる模様である。労働・年金省の資料によれば、支払いを求める者は、中皮腫の診断または中皮腫による死亡から12ヶ月以内に請求を行わなければならない⁶。

⁵ 労働・年金省 2007年3月13日付プレスリリース

(<http://www.dwp.gov.uk/mediacentre/pressreleases/2007/mar/hsc023-130307.asp>)

⁶ Information About Secondary Legislation Arising from Part 4 of the Bill.ただし、正当な理由があれば、国務大臣は期限の延長を決定できる(法案43条2項)。

(3) 給付額

2008年2月時点で、法案は成立しておらず、その下位法令(規則等)も策定されていない。そのため、具体的な給付額は現時点では定かではない。しかし、2007年12月に労働・年金省が公表した規制影響評価書⁷(Regulatory Impact Assessment)によれば、給付額は一律に決定されるものではなく、じん肺法による給付額のように、年齢等の要素を加味したものとなる予定である。また、中皮腫患者と死亡した中皮腫患者の遺族への給付額については、遺族への給付額のほうが低額にされる模様である⁸。

また、上記規制影響評価書に記載されている情報によれば、2008年度及び2009年度の給付額は10,000ポンド(約210万円)、2010年度の給付額は19,500ポンド(約410万円)とされている⁹。

(4) 財源

法案は、「1997年社会保障(給付金回収)法」(Social Security (Recovery of Benefits) Act 1997)の改正を規定している。

この改正により、以前は「社会保障(給付金回収)法」の対象外であったじん肺法が新たに対象となる。これにより、じん肺法の給付を受けた者で、その後に民事訴訟等の手続により損害賠償を得た者は、「同様の疾病について、2度の補償を受けない」という考え方のもと、じん肺法で受けた給付金額、あるいは獲得した損害賠償額から、規則で定められる金額を政府に返納しなければならなくなる。この返納分が中皮腫患者補償制度の財源となる。また、中皮腫患者補償制度のもとで給付を受けた者で、後に損害賠償を得た場合にも同様の返納が求められる。こうした給付金の回収により、中皮腫患者補償制度の財源として、1,500万ポンド(約31億5,000万円)が見込まれている¹⁰。

(5) 請求手続

請求は、制度の実施主体となる予定の労働・年金省の関連機関であるジョブセンター・プラスに対して行われる。具体的な請求手続は法案及び下位法令の成立を待たなければならないが、請求から6週間以内に支払いを行うことが目指されている¹¹。

また、給付金の回収業務は、労働・年金省の補償回収ユニット(Compensation Recovery Unit)が担当することになっている。

⁷ Child Maintenance and Other Payments Bill 2007: Regulatory Impact Assessment (revised) (December 2007).

⁸ Information About Secondary Legislation Arising from Part 4 of the Bill

⁹ Child Maintenance and Other Payments Bill 2007: Regulatory Impact Assessment (revised) (December 2007), p.43.

¹⁰ 同上。

¹¹ 同上。

(6) 請求見込み

労働・年金省は、2008年度の間は1,400件の請求があると見込んでいる。その後、2015年度までの各年に600件程度の請求があると見込んでいる¹²。

¹² 同上。

4. 労災補償制度

イギリスにおいて職業ばく露によって石綿関連疾患に罹患した人々に対する補償は、労災補償給付制度に基づいて行われる。加えて、裁判等を通じた使用者からの補償が得られない石綿関連疾患の患者に対しては、「じん肺等（労災補償）法」に基づく補償が給付される仕組みとなっている。

(1) 労災補償制度（Industrial Injuries Disablement Benefit）¹³

制度の基本的性質

本制度に基づく給付は、非拠出型、無過失、資力は考慮されない（non-means tested）、非課税、他の社会保障給付と併給可能という基本的性質を有する。運営主体は、労働・年金省の関連機関であるジョブセンター・プラスである。

給付対象

労災補償給付制度の給付対象となるのは、1948年7月5日以降に、職場での事故（accident at work）、または、法律に列挙される指定職業病が原因となって、就業能力を失った人々である。

本制度は、被雇用所得者（employed earners）を対象とするものであるため、仮に事故で障害を負った人や、職業病に苦しんでいる人であっても、自営業、軍人などの人々に給付されるものではない。

労災補償制度上の職業病

労災補償制度の対象となる「職業病」は、「1985年社会保障（産業傷害）（指定職業病）規則」（Social Security (Industrial Injuries) (Prescribed Diseases) Regulations 1985）の別表1に列挙された職業病で、その数は70を超える。

指定職業病は、大きくA～Dの4つに分類され番号がついている。Aは「身体的な原因による職業病」、Bは「生物学的な原因による職業病」、Cは「化学的な原因による職業病」、Dは「その他の原因による職業病」である。

石綿関連疾患は、Dの「その他の原因による職業病」に分類されている。指定職業病とされている石綿関連疾患は4つあり、D1が石綿肺を含むじん肺症、D3が中皮腫、D8が石綿起因の肺がん、D9がびまん性胸膜肥厚である。

また、この規則には職業病とともに、当該職業病に関連する職業が記載されている。給付を受けるためには、当該職業を原因として職業病に罹患したことを証明する必要がある。

例えば、中皮腫の場合、特定の職業を明示せずに「環境一般において通常認められるレベル以上の石綿、石綿粉じん、またはあらゆる石綿混合物へのばく露」により中皮腫に罹患した場合、給付対象となる。他の疾患の場合、より具体的な職業が列挙されている。

¹³ http://www.dwp.gov.uk/advisers/db1/prescribed_diseases.asp

給付の内容

労災補償による給付の内容は、障害の程度に応じた週当たりの給付である。障害の程度に加えて、年齢(18歳以上か未満か)や遺族(扶養家族)の有無によっても違いが生じる。なお、中皮腫の場合、年齢に関係なく、障害の程度が100%とされる。2007年4月時点での障害給付額は、下表の通りとなっている。

障害給付(週当たり給付額)

障害の程度	18歳以上または18歳未満で遺族あり	18歳未満で遺族なし
100%	131.70 ポンド(27,657円)	80.70 ポンド(16,947円)
90%	118.53 ポンド(24,891円)	72.63 ポンド(15,252円)
80%	105.36 ポンド(22,126円)	64.56 ポンド(13,558円)
70%	92.19 ポンド(19,360円)	56.49 ポンド(11,863円)
60%	79.02 ポンド(16,594円)	48.42 ポンド(10,168円)
50%	65.85 ポンド(13,829円)	40.35 ポンド(8,476円)
40%	52.68 ポンド(11,063円)	32.28 ポンド(6,779円)
30%	39.51 ポンド(8,297円)	24.21 ポンド(5,084円)
20%	26.34 ポンド(5,531円)	16.14 ポンド(3,389円)

1ポンド = 210円で換算

出典) ジョブセンター・プラス Web サイト

(<http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/Customers/WorkingAgeBenefits/008433.xml.html>)

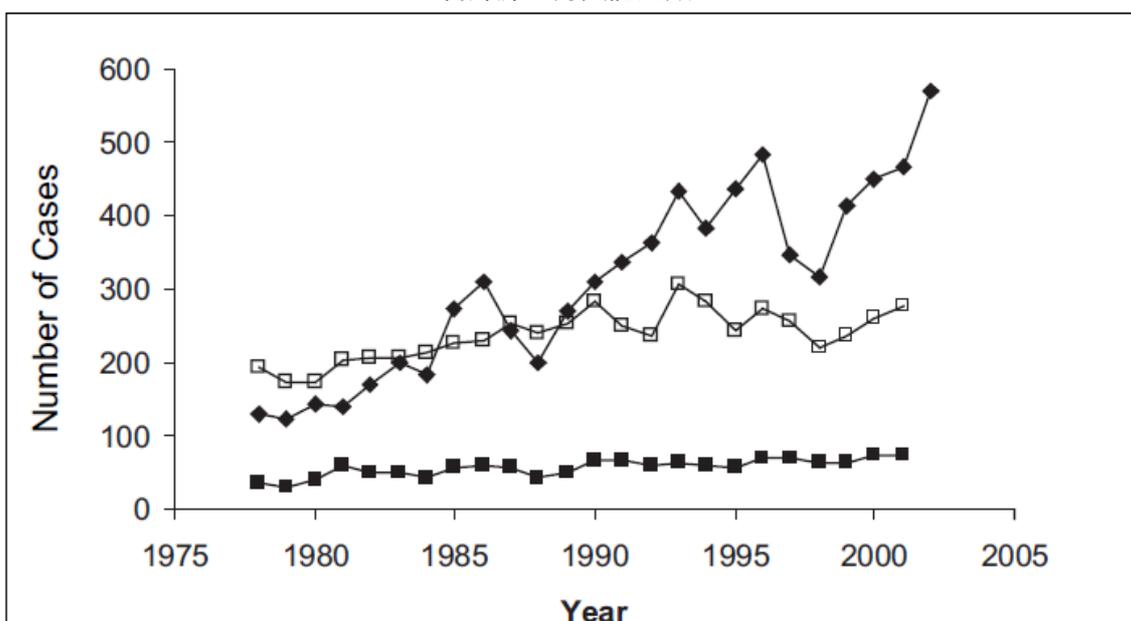
労災補償給付実績¹⁴

労災補償の給付実績を、以下において疾患ごとに整理する。

【石綿肺】

以下の図に示す通り、石綿肺の労災認定数は近年著しく増加しており、2002年には570件に上っている。労災の申請数は不明であるが、石綿肺による死亡者数を超える認定が行われている。2002年の石綿肺に関する労災認定のうち、障害の程度が14%～100%と認定された請求が全体の77%、1%～13%と認定された請求が23%であった。

石綿肺の労災認定数



：死亡証明書上、死亡原因と考えられる石綿肺

：死亡証明書上に記載された石綿肺

：石綿肺の労災認定数

労災申請数は不明

出典) Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases (July 2005)

¹⁴ 本節は以下の文書を参照。Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases (July 2005)

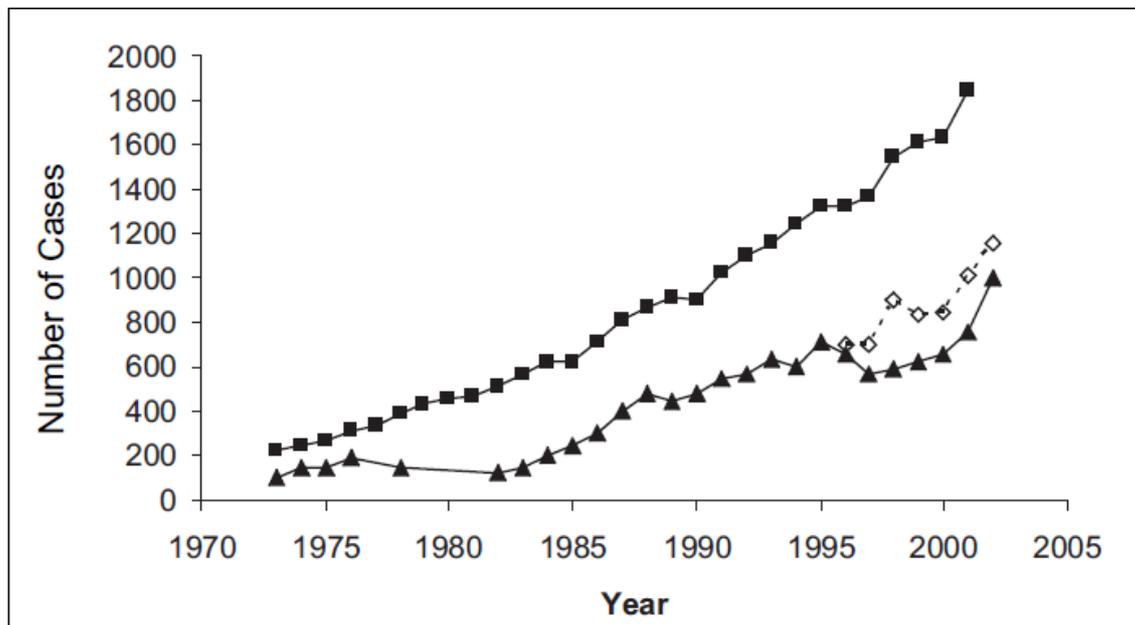
【中皮腫】

中皮腫に関する労災認定状況は、以下の図の通りとなっている。

労災申請数については、1995年以降の数字のみ明らかとなっている。これによれば、労災申請数よりも認定数の方が少ない状況が見取れる。しかし、1997年以降、申請数と認定数の差が小さくなっている。例えば2002年では、1,160件の請求に対して、認定は1,002件であった。この理由は、産業傷害諮問委員会（Industrial Injuries Advisory Council）が1996年に公表した報告書『Asbestos Related Diseases』において、「社会保障（産業傷害）（指定職業病）規則」の中皮腫に係る職業要件を緩和するよう勧告し、当該勧告を政府が受け入れたことに起因する¹⁵。

2003年度は、請求のうち14%が認定されなかった。この大半は、自営業や非職業ばく露による中皮腫患者からの請求である¹⁶。

中皮腫の労災認定数



- ：中皮腫による死亡者数
- ：中皮腫の労災認定数
- ：中皮腫の労災申請数

出典) Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases (July 2005)

¹⁵ Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases (July 2005)

¹⁶ 同上。

【石綿起因の肺がん】

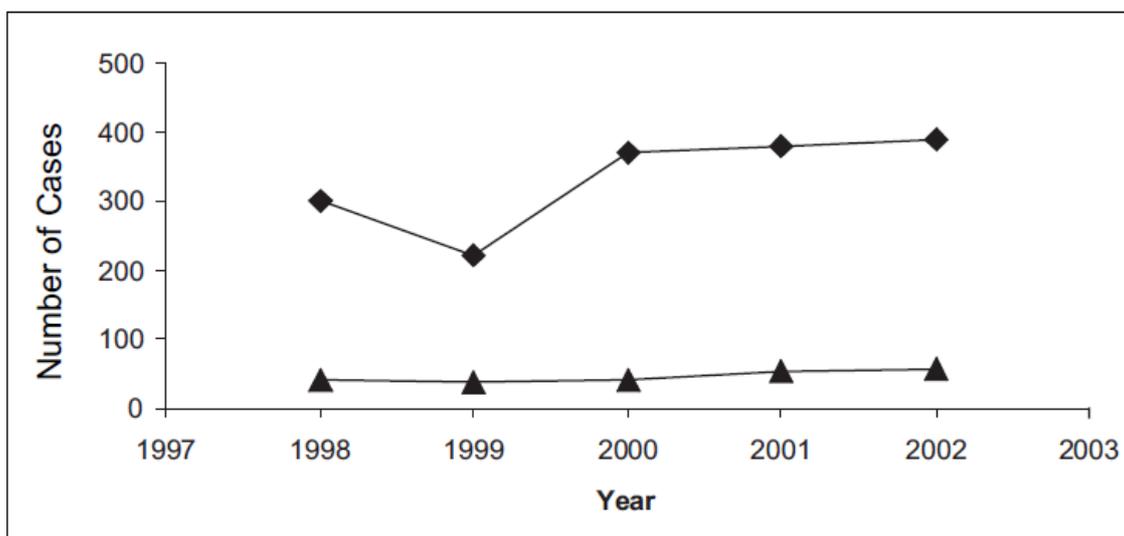
石綿起因の肺がんの労災認定状況は、下図の通りとなっている。

1998年から2002年にかけて、請求数・認定数ともにほぼ横ばいの状況が続いている。請求数は平均330件、認定数は平均50件程度で推移している。

労災認定を受けたもののうち、障害の程度が14%～100%が97%、障害の程度が1%～13%が1%、障害の程度が1%未満が2%となっている。

なお、産業傷害諮問委員会は、2005年の報告書において、石綿起因の肺がんを石綿肺の併発の有無により2つのカテゴリーに分割することを勧告している。第一に、石綿肺を併発していない石綿起因の肺がんの職業要件について、()石綿または石綿の混合物に関する作業・取扱い、()石綿繊維、その他石綿を含む製品の製造・修理、()石綿粉じん収集用の機械等の清掃、()何らかの操業により生じる石綿粉じんへの実質的なばく露、の4つとしている。第二に、石綿肺を併発している石綿起因の肺がんの業務要件について、()石綿繊維製造労働者、()石綿吹きつけ業、()造船業における石綿含有物質の吹き付け・除去を含む石綿断熱作業の3つの業務に従事した期間が、1975年より前に従事し始めた場合には5年以上、1975年以降に従事し始めた場合には10年以上であるケースを対象とするとしている。

石綿起因の肺がんの労災認定数



◆ : 石綿起因の肺がんの認定数

▲ : 石綿起因の肺がんの請求数

出典) Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestosis-related diseases (July 2005)

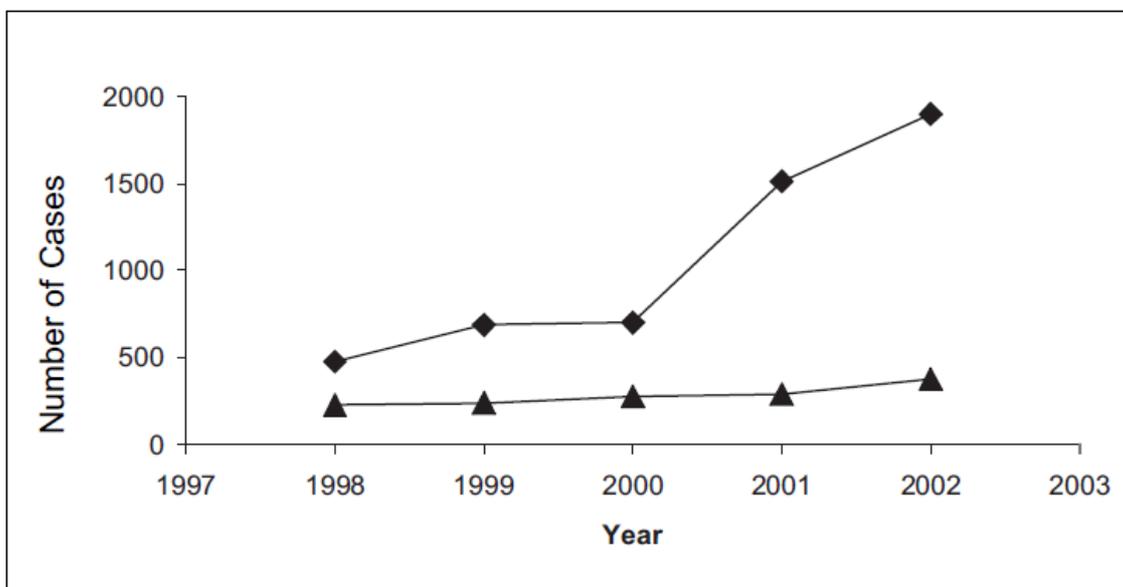
【びまん性胸膜肥厚】

びまん性胸膜肥厚の労災認定状況は、下図の通りとなっている。

労災請求数は、1998年には500件程度であったが、2002年にはおよそ2,000件にまで増加している。一方、労災認定数は、1998年には230件、2002年には380件と増加しているものの、請求数の増加率に比べて鈍いことがわかる。

1998年から2002年においてびまん性胸膜肥厚の労災認定を受けたもののうち、障害の程度が14%～100%のケースが全体の88%、障害の程度が1%～13%のケースが11%、残り1%は障害の程度が1%未満のケースであった。

びまん性胸膜肥厚の労災認定数



：びまん性胸膜肥厚の認定数

：びまん性胸膜肥厚の請求数

出典) Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases (July 2005)

(2) じん肺労災補償制度¹⁷

「1979年じん肺等(労災補償)法」(Pneumoconiosis etc (Workers' Compensation) Act 1979)は、石綿関連疾患を含むじん肺に罹患した労働者(またはその遺族)であり、裁判等による使用者からの補償を受けられなかった、労災補償の給付対象となる労働者(またはその遺族)への補償を規定している。そのため、該当する場合、一般の労災補償に加えて、本じん肺労災補償制度のもとで一時金が給付される。

給付対象

給付対象となる疾患は、労災補償制度の対象となる石綿関連疾患と同様である。

上記疾患に罹患している患者及び疾患により死亡した者の遺族は、以下の給付要件を満たせば給付を受けることができる。

- ・ 当該患者及び死亡した労働者が労災補償制度の給付対象であること
- ・ 当該患者及び死亡した労働者を雇用していた企業が倒産したなどの理由で、裁判等を通じた補償を得られなかった場合

なお、患者または遺族が、疾患に関して使用者を相手取って訴訟を提起したことがある、または、補償を受けたことがある場合、本補償の対象とはならない。

以上のように、本制度はあくまで職業ばく露により疾患に罹患した人々及びその遺族を給付の対象としており、職業ばく露以外により上記石綿関連疾患に罹患した人などは給付対象外となる。

給付内容¹⁸

2007年4月時点の給付額は、年齢、死亡しているかどうか、障害の程度などの要素により異なる。障害補償の上限(37歳以下で障害の程度が100%である場合)は67,890ポンド(1,425万6,900円)となり、遺族向け死亡補償の上限(37歳以下で死亡時50%以上の障害があった場合)は、30,815ポンド(647万1,150円)である。

給付実績¹⁹

給付実績については、2003年3月末時点で、申請者が17,565人、受給者が11,786人となっている。給付申請却下の理由としては、使用者が営業中、労災補償の給付対象外であることなどである。

¹⁷ http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/Customers/WorkingAgeBenefits/Dev_007983.xml.html

¹⁸ The Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) (Payment of Claims) (Amendment) Regulations 2007 (No. 716)

¹⁹ 国立国会図書館 農林環境課・社会労働課「諸外国におけるアスベスト被害救済」『調査と情報』第502号(2006年)4頁。

5 . 中皮腫・石綿肺に関する情報収集システム²⁰

イギリスにおいては、中皮腫、並びに、石綿肺に関する 2 つの死亡登録 (death register) があり、いずれも健康安全局が運営・管理を行っている。

中皮腫登録は、死亡証明書の死因の記載欄に「中皮腫」という言葉が記載されているケースについて登録を行うものである。さらに、記載がある場合には、中皮腫の部位 (胸膜、心膜など) に関する情報も収集する。

石綿肺登録も、中皮腫登録と同様に、死亡証明書の死因欄に「石綿肺」との記載があるケースについて登録を行うものである。

中皮腫登録及び石綿肺登録に記録される情報としては、生年月日、死亡日、性別、直近の職業、死亡時住所の郵便番号である。

中皮腫登録及び石綿肺登録に記録される死亡記録は、イングランド・ウェールズについては国立統計局 (Office for National Statistics) から、スコットランドについてはスコットランド一般登録局 (General Register Office for Scotland) から、電子情報として健康安全局に送付される。健康安全局への送付の前段階で、国立統計局 (またはスコットランド一般登録局) は、中皮腫の死因コードを使って、システムから記録を抽出している。国立統計局ではさらに、“meso”や“mesa”、“asb”などの文字列を死因記載欄から検索して、誤った死因コードの特定を行っている。

また健康安全局では、中皮腫の登録作業の前に、石綿肺の登録作業を行うことにしている。これにより、少数ではあるものの、中皮腫による死亡を追加的に確認することができる。

²⁰ 健康安全局 Web サイト (<http://www.hse.gov.uk/statistics/causdis/compmeso.htm>) 参照。

参考資料

参考 1 : 児童扶養及びその他支払法案 (Child Maintenance and Other Payments Bill)

第4部

中皮腫等に対する一時金

中皮腫一時金

第46条 一時金

- (1) 次の者は、本部に基づく支払いの請求ができる。
 - (a) びまん性中皮腫に罹患している者、または
 - (b) 死亡の直前までびまん性中皮腫に罹患していた者の被扶養者
- (2) 国務大臣は、請求者が第47条に定められる資格要件を満たしている場合に、この者に対して支払いを行わなければならない。
- (3) 規則には、次の内容を定めることができる。
 - (a) すべての支払い金額
 - (b) 症例の差や症例の等級、状況の違いに応じた金額
- (4) 本部において、

「被扶養者(dependant)」は、「1979年じん肺等（労災補償）法（Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) Act 1979）」(c. 41)（以下、「1979年法」）の第3条に定められた意味を有する。

「びまん性中皮腫」は、1979年法内と同等の意味を有する。
- (5) 1979年法の第3条(1)項(b)号または(d)号(子供、兄弟姉妹等)に基づき、複数の者から支払いの請求があった場合、支払いは、国務大臣が適切であるとみなした者の中から1名に対して行われるか、あるいは数名または全員に分配して支給される。

第47条 資格要件

- (1) びまん性中皮腫に罹患している者における資格要件は次の通りである。
 - (a) 当該疾病の結果として、第(3)項の範囲内における支払いを過去に受けていないこと。
 - (b) 規則に定められた記述における当該疾病の結果として、いかなる給付金の支払い対象にもなっていないこと。
 - (c) その者がイギリスとの間に、規則で定められる所定の関係性（connection）を有すること。

- (2) 死亡の直前までびまん性中皮腫に罹患していた者の被扶養者における資格要件は次の通りである。
- (a) 当該疾病の結果として、当該被扶養者、その他の被扶養者、故人、あるいは故人の代理人が第(3)項の範囲内における支払いを過去に受けていないこと。
 - (b) 当該被扶養者においても、当該死亡者においても、規則に定められた記述に該当する疾病の結果として、いかなる給付金の支払い対象にもなっていないこと、あるいはなっていないかったこと。
 - (c) 故人がイギリスとの間に、規則で定められる所定の関係性 (connection) を有していたこと。
- (3) 第(1)項(a)号および第(2)項(a)号にて言及された「支払い」とは、次のものを指す。
- (a) 本部に基づく支払い、または北アイルランドの同様の規定に基づく支払い。
 - (b) 1979年法に基づく支払い、または北アイルランドの同様の規定に基づく支払い。
 - (c) 法定外給付
 - (d) 損害賠償金、または損害賠償金の請求に対する和解金の支払い
 - (e) 規則に定められた記述における支払い
- (4) 第(1)項(a)号または第(2)項(a)号の目的上、次のような理由で支払いの返金義務がある、あるいは既に返金している場合は、支払いは行われぬ。
- (a) 本法の第49条または北アイルランドの同様の規定に該当する。
 - (b) 1979年法の第5条または北アイルランドの同様の規定に該当する。
 - (c) 法定外給付の条件に該当する。
 - (d) 本条の目的における規則に定められた状況下にある。
- (5) 本条において「法定外給付 (extra-statutory payment) 」は、「1997年社会保障 (給付金回収) 法 (Social Security (Recovery of Benefits) Act 1997) 」(c. 27)の第1A条(5)項(d)号によって定められた意味を持つ。

第48条 請求の決定

- (1) 第46条に基づく請求は、規則に定められた様式および期間にて行わなければならない。
- (2) 規則は、症例の差や症例の等級、状況の違いに応じて期間を定めることができる。
- (3) 規則は特に、第46条の開始前に所定の期間が経過した場合は、請求ができなくなる (または裁量により期限を延長し、請求を可能にする) ことを定めることができる。

- (4) 国務大臣は、第46条に基づく任意の請求を決定する前に、その請求に対して生じた疑問点、あるいはその請求に関して生じた問題点などを調査し、その疑問点や問題点に対する調査結果を国務大臣に報告するための人員を選任することができる。

第49条 再検討

- (1) 第(2)項に従い、国務大臣は、
- (a) 決定後に重大な状況変化があった場合は、それを根拠として、本部に基づき、支払いを行うべきではないとする決定を再検討することができ、且つ、
 - (b) 決定が重要事実を知らずに行われた、あるいは誤った重要事実に基づいて行われていた場合は、それを根拠として、本部に基づき、決定を再検討し、支払いを行うべきである、または行うべきではないとすることができる。
- (2) 規則には次のことが定められていなければならない。
- (a) 国務大臣に決定の再検討の申請を行うことができる方法およびその期限、または
 - (b) 国務大臣が申請なしに当該再検討を行うことができる方法およびその期限
- (3) 第48条(4)項は請求の決定に適用されることから、本条における決定の再検討にも同項が適用される。
- (4) 次のような場合には第(5)項が適用される。
- (a) 誰かが、不正意思の有無に関わらず、重要事実に関して虚偽の陳述を行ったか、または開示を怠った場合、且つ、
 - (b) 虚偽の陳述あるいは怠慢の結果、本部に基づく支払いが行われた場合。
- (5) 支払いを受けた者は、虚偽の陳述あるいは怠慢が、その者の黙認あるいは同意なしに行われたことを証明できない限り、支払い金額を国務大臣に返金する義務を負う。
- (6) 本部に基づく支払いは、第(5)項に定められる場合を除き、本条に基づく決定の再検討を理由として回収することはできない。
- (7) 第(5)項によって国務大臣に返金された金額は、整理公債基金に支払われる。

第50条 控訴裁判所への不服申し立て

- (1) 第46条に基づく請求を行った者は、国務大臣によって行われた次の決定に対して不服の申し立てを行うことができる。
- (a) 請求の決定、または

- (b) 第49条に基づいて行われた、請求に対する決定の再検討における決定。
- (2) 第(4)項(c)号に基づく規則に従い、国務大臣はすべての不服申し立てを、「1998年社会保障法」(Social Security Act 1998)(c. 14)の第1章第1部に基づき設置された控訴裁判所に照会しなければならない。
- (3) 当該裁判所は、不服の申し立てに対し、関係する決定を本部に従って行われた任意の決定内容に置き換えることができる。
- (4) 規則は以下に関して規定を設けることができる。
 - (a) 不服申し立てを行う方法およびその期限
 - (b) 不服申し立てが行われた場合に従うべき手順
 - (c) 第(1)項(a)号に基づく不服申し立てを、第49条に基づく、請求に対する再検討の申請として取り扱うことを目的とするもの。

第51条 社会保険庁長官への不服申し立て

- (1) 控訴裁判所における任意の決定が法的に間違っていた場合、それを理由として、第50条に基づき、長官への不服申し立てを行うことができる
- (2) 本条に基づく不服申し立ては、次の者が行うことができる。
 - (a) 国務大臣、または
 - (b) 第50条に基づき、不服申し立てを提起した者。
- (3) 「1998年社会保障法」(c. 14)の第14条(7)項～(12)項は、同法第14条に基づく不服申し立てに適用されることから、本条に基づく不服申し立てに対しても適用される(裁判所への言及は、第50条(2)項に基づき設置された控訴裁判所への言及と解釈する)。
- (4) 本条において、「長官(Commissioner)」とは、1998年社会保障法の第2章第1部内と同様の意味を有する。

第52条 未成年者および行為能力に欠ける者

- (1) 本条は、本部に基づく支払いを受ける者が次に該当する場合に適用される。
 - (a) 18歳未満の者、または
 - (b) 金銭的事項に関して、2005年成年後見制度法(Mental Capacity Act 2005)(c. 9)の意味における、行為能力に欠ける者(または、スコットランドにおける「2000年スコット

ランド成年障害者法」(Adults with Incapacity (Scotland) Act 2000) (asp 4)の意味における、行為能力に欠ける者)。

- (2) 第46条(5)項に従い、支払いは、その者の利益のために、国務大臣が選任することのできる受託者に対して行われる。
- (3) 受託者は、その信託、またはスコットランドにおいては国務大臣が宣言する目的及び条件に基づいて、その支払いを保持する。

第53条 規則：第4部

- (1) 本部における「規則」に対する言及は、国務大臣によって設けられた規則に対する言及である。
- (2) 本部に基づく、規則を設ける権限は、
 - (a) 行政委任立法 (statutory instrument) によって行使できる。
 - (b) 国務大臣が適切であると考えられる場合、付随的、補足的、過渡的な規定を設ける権限を含む。
 - (c) 裁量の行使により任意の問題に対処するため、行使することができる。
- (3) 第46条に基づく規則を設けるには、規則を含有する行政委任立法の草案が事前に提出されており、上院下院それぞれの決議によって承認されている必要がある。
- (4) 次に該当する行政委任立法は、議会の上院または下院のいずれかの議会における決議に従い、無効とされるものとする。
 - (a) 本部に基づく規則を含有し、且つ
 - (b) 草案が事前に提出され、上院下院それぞれの決議による承認を必要としないもの。

中皮腫等に対する一時金の回収

第54条 「1997年社会保障（給付金回収）法」の修正

「1997年社会保障（給付金回収）法」(c. 27)の第1条の後に次の内容を挿入する。

「第1A条 一時金:規則を設ける権限

- (1) 国務大臣は次のような場合、規則により、第(2)項に該当する支払い(「一時金」)の回収に関する規定を設けることができる。

- (a)一時金の支払いが行われた、または行われる見込みの者(「P」)に対して、またはその者に関して、疾病の結果としての補償金の支払いが行われ、且つ、
- (b) 補償金の支払いが、一時金の支払われた同一疾病の結果として行われる場合。

(2) 本項は次の支払いに対して適用される。

- (a) 「1979年じん肺等(労災補償)法」(以下、「1979年法」)に従って行われる支払い
- (b) 「2007年児童扶養及びその他支払法」第4部に従って行われる支払い
- (c) 法定外給付(下記第(5)項(d)号により定められた意味の範囲内)

(3) 本条に基づく規則は特に、

- (a) Pに対して、またはPの被扶養者に関して支払われた一時金の回収に関して規定を設けることができる。
- (b) 補償金からの一時金の回収を可能にする規定を設けることができる(これには、補償金額をゼロになるまで減じる回収を可能にする規定も含まれる)。
- (c) 施行前に支払われた一時金を、施行後に支払われた補償金から回収することを可能にできる。
- (d) 一時金の支払い証明書に関する規定を設けることができる。
- (e) 本法の任意の規定を、変更を加えて、または加えずに適用することができる。

(4) 疾病の結果としての支払いに対する第(1)項における言及は、

- (a) 程度を問わず、当該疾病に罹患している、または罹患が疑われる者によって、またはその者の代理として行われた支払いに対する言及であるが、
- (b) 別表1の第1部で触れられている支払いに対する言及を含まない。

(5) 本条において、

- (a) 「施行(commencement)」とは、本条の施行日を意味する。
- (b) 「補償金支払い(compensation payment)」とは、上記第1条(1)項(a)号の範囲内における支払いを意味する。
- (c) 「被扶養者」は、1979年法の第3条により定められた意味を有する。
- (d) 「法定外給付」とは、国務大臣が、1979年法に基づく請求を棄却した後、当該人物に対して、またはその者に関して行われる国務大臣による支払いを意味する。」